平成２５年（フ）第２２７号
福岡県太宰府市吉松２丁目17番１―303号
債務者　古賀　栄子（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３７号
福岡市中央区港２丁目10番14―405号
債務者　香田　　満
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４６号
福岡市早良区賀茂４丁目11番８号
債務者　立岩由季子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７０号
福岡市博多区山王１丁目14番35号
債務者　副島　　静
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９３号
福岡県福津市中央２丁目20番３号スペックス福間203号
債務者　藤野　安彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０３号
福岡市博多区上川端町14番30―402号
債務者　堂前　惠子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２３号
福岡市東区若宮５丁目18番32―615号
債務者　中山　真澄
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４６号
福岡市西区愛宕１丁目17番38―601号
債務者　山下　敦史
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３５８号
福岡市中央区小笹４丁目４番3432号
債務者　荻原菜瑠美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０９号
福岡市早良区野芥５丁目９番12―1012号
債務者　扇　　義広
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９号
福岡県京都郡苅田町尾倉４丁目11番地９　エクセレンス苅田102号
債務者　谷口　裕二
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
静岡県富士市森島80番地の３
債務者　宮川　　敏
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６９号
静岡県富士市森島80番地の３
債務者　宮川亜代子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７７号
愛知県安城市姫小川町舘出161番地　事業団住宅２―402
債務者　梅原　武志
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県草加市松原４丁目D58番406号、旧住所埼玉県草加市弁天６丁目３番31号　ディアスMO201号
債務者　坂本　雅子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
埼玉県越谷市平方南町20番地46
債務者　落合　健一（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９号
埼玉県秩父市下影森284番地６
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
神奈川県平塚市長持395番地の３　パルテノン201号
債務者　井筒　栄子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部